

使用料・手数料の算定方針

財政課

令和7年3月初版
令和7年8月改定
令和7年10月改定
令和7年11月改定

1 はじめに

(1) 策定の目的

本方針は、施設の運営費等のコストを明確にし、全序統一的な考え方に基づいた使用料・手数料を設定することで、**受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供**を図ることを目的とします。

(2) 見直しの対象

本方針における料金の見直し対象となる使用料・手数料は、法令等で料金や算定方法が定められているものを除くすべてとします。

ただし、減免規定はすべての使用料・手数料において見直しの対象です。

また、市が条例で定める金額の範囲内で指定管理者が使用料を設定する「利用料金制度」を導入している施設についても、本基準の考え方に基づき利用料金を設定します。

■ 基準対象外となるもの（例）

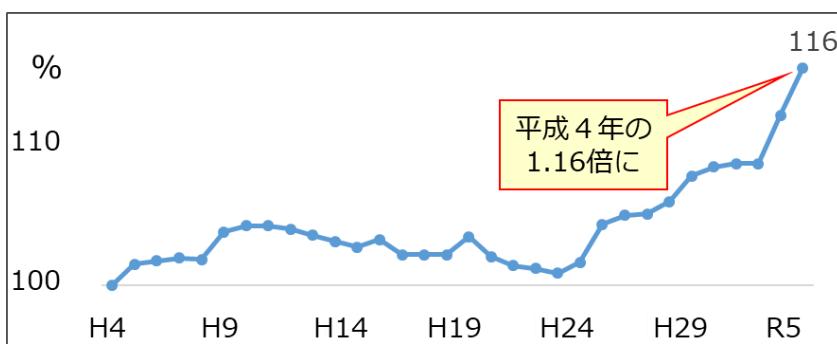
施設名	法令等
図書館	図書館法第17条
市営住宅の家賃	公営住宅法施行令第2条
夜間急患センター使用料	診療報酬の算定方法(平成20年3月5日 厚生労働省通知)
長崎市手数料条例別表第2に定める事務	地方公共団体の手数料の標準化に関する政令に定める事務

2 基準策定の背景（現状と課題）

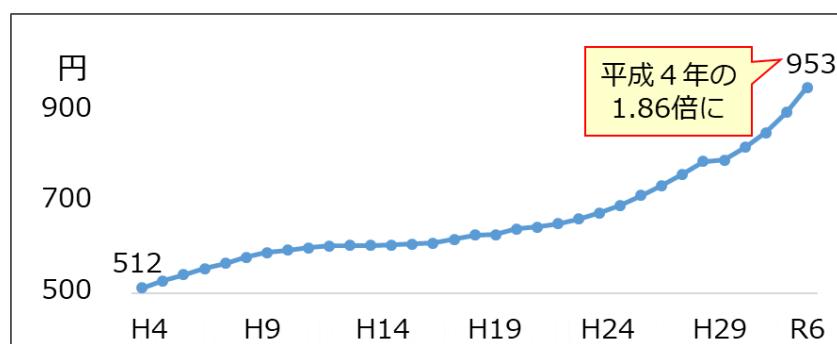
(1) 使用料・手数料の見直し状況

使用料・手数料は、平成4年度以降、消費税の転嫁を除き全序的な見直しを行っていませんが、その間、物価や賃金など施設運営等に係る経費は増加しています。

■ 長崎市の消費者物価指数



■ 長崎県の最低賃金推移

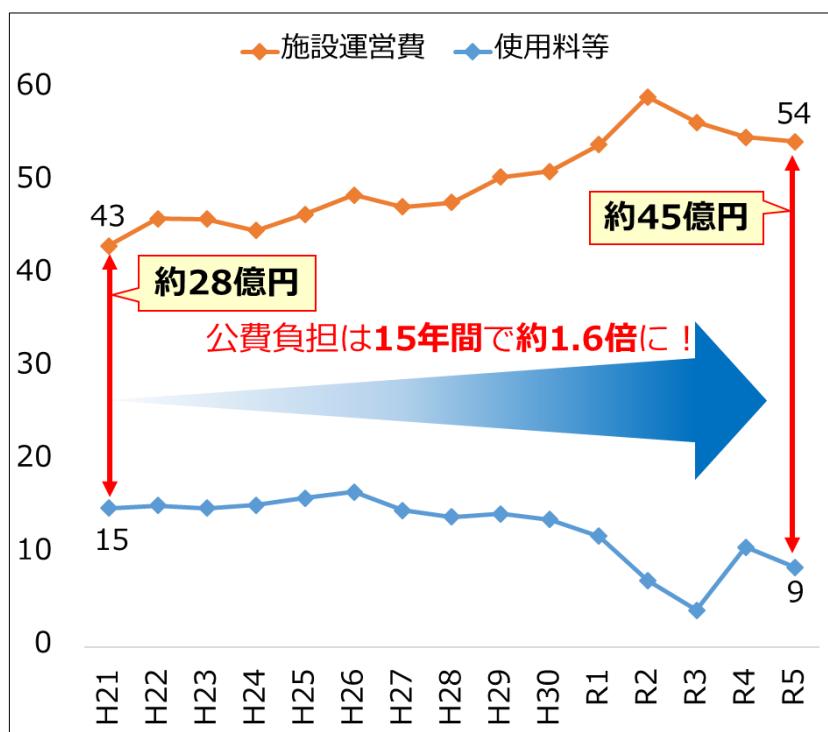


(2) 施設運営費と使用料等収入の乖離（受益者負担の公平性の課題）

施設の使用や証明書の発行など市民サービスの提供にあたっては、受益者負担の原則に基づき、その施設運営費や事務処理相当分を使用料・手数料として徴収しています。

施設運営費と使用料等収入の差がある場合は公費で負担していますが、この差は年々拡大しています。

■ 施設運営費と使用料等の推移（億円）



この主な要因は、物価上昇や賃上げなど施設運営に係る経費が上昇しているなか、使用料等を平成4年度から見直していないことが考えられます。

(3) 問題解決に向けて

問題解決に向けては、公の施設を社会情勢や時代のニーズに合致したものとしていくことが重要です。

その施策の1つとして、まずは使用料・手数料を見直し、受益者負担の適正化及び持続的な市民サービスの提供を図ります。

その過程で明確化する、施設運営費や使用料等収入、利用ニーズなどを基に、経費の適正化や運営手法の見直し、施設の廃止・統合などにも取り組み、持続可能な財政運営に貢献していきます。

3 使用料の基本的な考え方

(1) 使用料の算定方法

使用料は、施設の維持管理等に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率}$$

(2) 原価（コスト）

ア 考え方

施設の経費には、維持管理費などの「施設運営コスト」と施設建設費や土地取得費といった「施設整備等コスト」がありますが、使用料を算定するにあたっての原価（コスト）（以下「コスト」という。）は次のとおりとします。

■ 使用料算定に算入するコスト

項目	具体的な内容
施設運営コスト（人件費・物件費）	臨時の経費や異常値を除くすべての経常的経費
施設整備等コスト（建物建設費）	減価償却により算定（国庫補助等を除く経費）

■ 使用料算定に算入しないコスト

項目	
施設整備等コスト（土地取得費）	災害対応コスト
施設整備に係る利子	イベントなど受益者が特定されるコスト
指定管理者の自主事業コスト	

■ イメージ図

施設に係るコスト				
施設運営コスト		施設整備等コスト		
(人・物に係るコスト)		施設建設コスト		土地取得コスト
		市負担分	国庫補助等	
使用料 (受益者負担)	市が公費負担	使用料 (受益者負担)	国等負担	市が公費負担

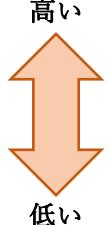
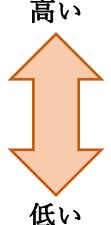
(3) 受益者負担率

前述のとおり、施設の使用料は受益者負担の原則に基づき、使用者に適正な料金をご負担いただきますが、施設の設置目的や提供されるサービスは様々であり、使用者に負担を求めるにあたっては、施設の性格にも配慮する必要があります。

このため、「民間によるサービスの提供度」と「市民生活上の必要性」の2つの要素から施設毎に「受益者負担率」を設定します。

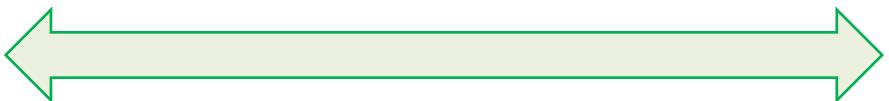
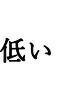
ア 民間にによるサービス提供度

■ 判断基準（縦軸）

区 分	判断基準	縦 軸
高 い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全国的に民間による同種（類似）サービスがすでに提供されている施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間にとの競合を考慮し、受益者負担率を高く設定。 	
低 い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間にによる同種（類似）のサービス提供がない施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共としての役割を果たすため、受益者負担率を低く設定。 	

イ 市民生活上の必要性

■ 判断基準（横軸）

区 分	高 い	低 い
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民生活に必要である施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 多くの市民が必要とする施設であるため、受益者負担率を低く設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民生活に必ずしも必要ではない施設 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 使用者が特定される施設であるため、受益者負担率を高く設定。
横 軸		

ウ 受益者負担率の設定

（ア）領域の設定

「民間によるサービス提供度」と「市民生活上の必要性」の2軸によって、9つの領域を設定し、各領域の受益者負担率を100%、75%、50%、25%、0%の5段階で割り振ります。

【マトリクス図】



（イ）各施設の分類

各施設が提供するサービスをその性質毎に分類し、類似施設とのバランスも考慮しながら9つの領域に当てはめます。基本的には、四隅のいずれに位置づけますが、それが適当でない場合は四隅以外の中間領域に位置づけます。

4 使用料の算定

(1) 算定条件

使用料は、次の条件に基づき算定します。

前 提	受益者負担の原則に基づき設定する。 このため、条件①～③を満たすことで、施設運営に係るコスト（受益者負担率分）を使用料で賄えるような料金を設定する。
条件①：	観光施設やプールなどの入館施設（個人単位で使用料を徴収する施設）は、年間目標利用者数を達成できると仮定して算出する。
条件②：	公民館や体育館などの貸館施設（貸出スペース毎に使用料を徴収する施設）は、現行の稼働率を維持できる（実稼働率）と仮定して算出する。
条件③：	減免はないものと仮定する。

本条件のもと、本来あるべき使用料を設定したあとは、施設の利用の促進に努めるとともに、使用料の減免については例外的なものと認識し、その効果を把握したうえで適正に運用してください。

(2) 算定方法

ア 入館施設（個人単位で使用料を徴収する施設）

$$1\text{人あたりの使用料} = 1\text{人あたりのコスト} \times \text{受益者負担率}$$

■手順

手 順	項 目	算定式
①	1人あたりのコスト	施設全体のコスト ÷ 年間目標利用者数
②	1人あたりの使用料	① × 受益者負担率
③	子ども（高校生以下）料金	② × 50% ※未就学児は無料

イ 貸館施設（貸出スペース毎に使用料を徴収する施設）

$$1\text{室1時間あたりの使用料} = 1\text{室1時間あたりのコスト} \times \text{受益者負担率}$$

■手順

手 順	項 目	算定式
①	1 m ² あたりのコスト	施設全体のコスト ÷ 施設全体の貸出可能面積
②	1 m ² 1時間あたりのコスト	① ÷ (施設全体の年間利用可能時間×実稼働率)
③	1室1時間あたりのコスト	② × 貸室面積
④	1室あたりの使用料	③ × 受益者負担率

ウ 個別事由による算定

施設の設置目的等に鑑み、「ア」及び「イ」による算定が難しい場合は、財政課と協議のうえ、実態に即した方法により算定を行います。

■ 例

外貨の獲得が見込まれる施設	観光施設など、市民の財産を有効活用することで、外貨を獲得し、市民サービスの向上を図ることが見込まれる施設
民間等と競争を図るべき施設	交流施設、ホール型施設など、近隣自治体や民間の施設の使用料と比較した際に、競争性が働く施設
民間等と均衡を図るべき施設	駐車場等、民間と一定均衡を図るべき施設

(3) その他

ア 類似施設間での使用料の統一

同一の使用用途・規模の施設は、同一のサービスが提供できることから、施設の「古い」「新しい」に関わらず、使用用途・規模に応じ、地域間の格差を是正して、統一した金額を設定します。

イ 料金体系の整理

原則は各号に定めますが、施設の実態に応じて設定可能とします。

(ア) 時間帯別料金設定

原則、1時間単位での貸出及び料金設定とし、貸出時間の格差は設けません。

(イ) 土日祝日料金

原則格差は設けません。

(ウ) 営業目的での使用

原則格差は設けません。

(エ) 団体料金

原則、廃止します。

(オ) 市民以外の使用料

原則格差は設けません。

ウ 激変緩和措置

使用料を再計算した結果、現行料金と比べ大幅な値上げとなった場合、利用者の急激な負担増となるため、次期見直しまでの間、次のとおり激変緩和措置を設定します。

ただし、市民生活への影響が過大ではないと認められる場合はこの限りではありません。

■ 激変緩和措置

現行単価	激変緩和措置係数	適用期間
～250 円	2 倍	次期見直しまで
251～500 円	1.5 倍	
501～2,000 円	1.4 倍	
2,001～10,000 円	1.3 倍	
10,001 円～100,000 円	1.2 倍	
100,001 円以上	1.1 倍	

エ 使用料の単位

使用料は10円単位で設定することとし、端数が出た場合の処理は、次のとおりとします。

- (ア) 受益者負担率が100%以上施設

10円未満の端数を切り捨てる。

- (イ) 受益者負担率が100%未満の施設

10円未満の端数を切り上げる。

5 使用料の減免

使用料の減免は、政策的な理由などによる例外的な取り扱いであり、また、減免の実施によって、減額した利用料収入分は公費で充当することになります。

そのため、減免の実施にあたっては、減免の理由や効果などを吟味した上で、「合理的な理由」がある場合のみ、減免できることとします。

(1) 合理的な理由

減免の適用する「合理的な理由」は次のとおりとし、各施設の設置目的などを勘案したうえで、施設毎に判断します。

- | |
|--|
| ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合 |
| イ 減免することで市の施策がさらに推進される場合
(減免による具体的かつ公共的な効果が認められる場合) |

(2) 減免率

合理的な理由に基づき、次のとおり減免率を設定します。

■ 減免率

- | | |
|---------------------|------------|
| ア 受益者負担分を全額公費で負担する | ▶ 減免率 100% |
| イ 受益者負担分の一部を公費で負担する | ▶ 減免率 50% |

※1 10円未満の端数が生じる場合は切り上げます。

※2 1時間あたりの使用料を設定している施設を複数時間使用する場合は、1時間あたりの料金に使用時間を乗じて算出した使用料に、減免率を乗じて得た額の10円未満に端数処理を行います。

(3) 具体例

項目	減免率	理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合		
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	-
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	100%	本市との協議等で利用することから、相互に協力する必要があるため。
イ 減免することで市の施策がさらに推進される場合		
(ア) 特定の者が施設を利用する場合		
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	本市に在住する者 100% 本市に在住する者以外の者 50% ただし、駐車場等は、民間の駐車場や交通機関との関係性を考慮し、50%減免とする。	障害の特性により、就労等が困難な方や介護費用、医療費等の負担が大きいことから経済的負担軽減を図り、自立及び社会参加を促すため。
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合		
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いコミュニティ活動施設は100%減免、それ以外は50%減免とする。	障害者の社会参加を促進する公共性が高い活動であるため。

b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき（イ-イ）-a を除く。)	「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いコミュニティ活動施設は100%減免、それ以外は50%減免とする。	社会福祉に関する公益性が高い活動で、社会福祉施策の推進に貢献できるため。
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	子どもは等しく教育を受ける権利を有するため、市立・民間を問わず100%減免とする。	教育や福祉に関する公共性が高い活動で、児童生徒の地域学習に貢献できるため。
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いコミュニティ活動施設は100%減免、それ以外は50%減免とする。	社会教育に関する公益性が高い活動で、児童生徒の教育の推進に貢献できるため。
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	「市民生活上の必要性」が一定高く、「民間によるサービスの提供度」が低いコミュニティ活動施設は100%減免、それ以外は50%減免とする。	自治体の基盤機能に関する公益性が高い活動で、地域活動の振興に貢献できるため。
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	事業内容について、公益性が認められるため、50%減免とする。	文化の振興を図る公益性が高い活動であるため。
g 本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	事業内容について、公益性が認められるため、50%減免とする。	スポーツの振興を図る公益性が高い活動であるため。
(ウ) その他		
a 市長が特に必要と認めるとき	減免理由に応じて、減免率を100%または50%とする	市の施策を推進するため。ただし、減免の実施は、歳入を減少させ市の財政に影響を与えることを念頭に、真に必要なものに限定する。

※営利目的等で利用する場合は減免できません。

※高齢者施策やこども施策など市の施策を推進するものについては、目的や効果を整理したうえで、減免措置を講じることもできます（市長特認事項として定める）。

※「(ウ) その他 - a 市長が特に必要と認めるとき」によって減免する場合は、「甲決裁」かつ「財政課合議」による意思決定が都度必要です。

6 附属設備使用料

(1) 算定方法

附属設備使用料は、附属設備（備品）のコストを算出した上で、必要に応じて光熱水費等（実費負担分）を加算します。

$$\text{附属設備使用料} = \text{附属設備（備品）のコスト} + \text{光熱水費等}$$

なお、施設の使用料とは個別に附属設備使用料を設定する場合は、施設の使用料算定コストから附属設備にかかるコストを除く必要があります。

ア 附属設備（備品）のコスト

$$\text{附属設備（備品）のコスト} = \text{備品購入費} \div \text{法定耐用年数} \div \text{年間利用時間}$$

イ 光熱水費等

$$1\text{時間単位で使用する実費相当額}$$

ウ 個別事由による算定

観光施設や劇場型施設等、近隣自治体や民間と競合する場合や算定式に依れない場合は、他都市の類似施設の使用料等を加味した使用料の設定も可能とします。

(2) その他

ア 類似施設間での使用料の統一

施設使用料を統一した施設における附属設備使用料は、項目及び金額を統一して設定します。

イ 貸出単位

原則、1時間単位での貸出及び料金設定とします。

ウ 附属設備使用料の単位

附属設備使用料を再計算した結果、端数が出た場合の処理は、10円未満を切り捨てます。

エ 施設の使用料に算入すべき附属設備使用料

施設の利用にあたり、当然使用することが明らかな附属設備（空調設備など）は附属設備使用料として料金設定するのではなく、施設使用料の算定コストに含めます。

オ 附属設備使用料の減免

原則として、減免は実施できません。

ただし、次に該当する場合は減免を実施することができます。

減免対象	対象附属設備	減免率
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	■ 全ての附属設備 ※貨幣を直接投入して使用する附属設備（コインロッカーなど）を除く。	100%
(イ) その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定めるもの	市長が別に定める額

7 手数料の考え方

(1) 算定方法

手数料は、事務処理にかかる「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定します。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率}$$

ア コスト

手数料の算定コストは、事務処理にかかる人件費及び物件費とします。

(ア) 人件費

$$\text{人件費} = 1\text{分あたりの人件費} \times \text{平均処理時間}$$

(イ) 物件費

$$\text{物件費} = \text{直接物件費} \div \text{年間処理件数}$$

イ 受益者負担率

手数料は、受益者が申請者に限定されるため、サービス提供に係る経費を市民全体で負担することは適切でないことから、受益者負担率は100%とします。

ウ 個別事由による算定

法律や国の通知、県の条例によって定めがあるもののほか、国・県等との統一的な考え方の元に料金設定する場合は、算定根拠を明らかにしたうえで設定可能とします。

(2) その他

ア 激変緩和措置

使用料の考え方と同様に、次のとおり激変緩和措置を設定します。

ただし、市民生活への影響が過大ではないと認められる場合はこの限りではありません。

■ 激変緩和措置

現行単価	激変緩和措置係数	適用期間
～250円	2倍	次期見直しまで
251～500円	1.5倍	
501～2,000円	1.4倍	
2,001～10,000円	1.3倍	
10,001円～100,000円	1.2倍	
100,001円以上	1.1倍	

イ 手数料の単位

手数料を再計算した結果、端数が出た場合の処理は、10円未満を切り捨てます。

ウ 免 除

減免は政策的な理由などによる例外的な取り扱いであることから、受益者が申請者に限定される手数料については、原則実施しないこととします。ただし、次の場合は免除とします。

- (ア) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者から請求があったとき。
- (イ) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。
- (ウ) 官公署から印鑑に関する証明の提出を求められている者より、当該証明の請求があったとき(当該官公署から公共事業の実施に必要なものとして、印鑑に関する証明手数料の免除の依頼があるものに限る。)。
- (エ) 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 97 条の 2 第 1 項の規定による軽自動車税種別割の納税証明書の請求があったとき。
- (オ) 市長が特に必要と認めるとき災害、感染症その他特別な事情により、市長が減免の必要があると認める者から請求があったとき。

8 定期的な見直し

(1) 状況把握

社会情勢の変化や政策的措置等を適切に反映するため、毎年度、実態調査(運営費・使用料収入・減免実績)を行います。特に減免においては、「実績を把握していない」状況が散見されますので、必ず整理してください。

(2) 定期的な見直し

多くの府内計画で採用されている期間に合わせ、使用料・手数料の再算定を原則として 5 年毎に実施します。

ただし、経済状況の急変などに対応する必要がある場合は、前倒して見直しを行います。

なお、指定管理者制度を導入する施設で利用料金制を採用する施設にあっても、当該周期は合わせることとします。

(3) 透明性の確保

使用料・手数料の見直しにおいては、そのプロセスについて、可能な限り市民にわかりやすいものとするとともに、公表することとします。